【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成30年10月19日

【会社名】 前澤工業株式会社

【英訳名】 Maezawa Industries, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松 原 正

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目 5 番17号

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で

行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 埼玉県川口市仲町 5 番11号

【電話番号】 048(251)5511(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 滝口 和彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 4,700,000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資さ

れる財産の価額の合計額を合算した金額

1,034,700,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払 込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産 の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。ま た、新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合及 び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予 約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資さ

れる財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	25,000個
発行価額の総額	4,700,000円
発行価格	188円(本新株予約権の目的である株式1株当たり1.88円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成30年11月5日(月)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	前澤工業株式会社 総務部 埼玉県川口市仲町 5 番11号
払込期日	平成30年11月5日(月)
割当日	平成30年11月5日(月)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 京橋支店

- (注) 1 第1回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)は、平成30年10月19日(金)付の当社取締役会において発行を決議しております。
 - 2 申込み及び払込みの方法は、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 - 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 - 4 振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正 条項付新株予約権 付社債券等の特質

- 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,500,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、平成30年11月6日以降、本新株予約権の各行使の効力発生日(効力発生日については、本欄外(注)6 本新株予約権の行使請求の方法(3)を参照。)(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「東証終値」という。)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨て。)に、当該修正日以降修正される。
- 3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- 4 行使価額の下限:326円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定 により調整されることがある。)
- 5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は2,500,000株(平成30年5月31日現在の発行済株式総数に対する割合11.67%)、交付株式数は100株で確定している(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。
- 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の 下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):819,700,000円(但し、本新 株予約権は行使されない可能性がある。)
- 7 本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能とする 条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄 を参照)。

新株予約権の目的 となる株式の種類

当社普通株式

当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株式数は100株である。

新株予約権の目的 となる株式の数

- 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,500,000株とする(本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整 を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後交付株式数 × 調整前行使価額

調整後行使価額

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の 払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- 3 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 4 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に書面により通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号 に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使 時の払込金額

- 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額(但し、本欄第 2 項又は第 3 項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。)に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初412円とする。
- 2 行使価額の修正

平成30年11月6日以降、行使価額は、修正日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨て)に、当該修正日以降修正されるが、かかる修正後の行使価額が326円(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。但し、下限行使価額は、本欄第3項の規定を準用して調整される。

各本新株予約権の行使にあたって本項の規定により行使価額の修正が行われる場合には、当社は、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を修正日に通知する。

- 3 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払 込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利 を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、こ れを適用する。

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための 基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の 翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、()上記交付の直前の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合

- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準 日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主 確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としていると きには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日 の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 調整前行使価額により当該期間内 に交付された株式数

株式数 =

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り 捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用す る日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当 社の有する当社普通株式数を控除した数とし、()(本項第(2)号 においては)当 該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式 数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式 数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処 分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式 の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることと なる当社普通株式の株式数を加え、また()(本項第(2)号 においては)当該行使 価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみ なされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、 当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式 数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式 数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取 得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることと なる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする 吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要と する場合

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要 とする場合。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が 本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の 調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調 整を行うものとする。

	有侧趾 分脑
	(6) 本項の規定により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使 により株式を発行 する場合の株式の 発行価額の総額	1,034,700,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間(別記「新株予約権の行使期間」欄に定義する。)内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使 により株式を発行 する場合の株式の 発行価格及び資本 組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に
	関する事項 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使 期間	平成30年11月6日から平成32年11月6日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の行使 請求の受付場所、 取次場所及び払込 取扱場所	1 本新株予約権の行使請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 京橋支店
新株予約権の行使 の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の 取得の事由及び取 得の条件	1 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)が当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
	3 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘 柄に指定された場合又は上場廃止になった場合は、当該銘柄に指定された日又は上場廃 止が決定された日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。) に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取 得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
新株予約権の譲渡 に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関す る事項	該当事項なし
組織再編成行為に 伴う新株予約権の 交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社グループは、経営理念である「水とともに躍進し 人間らしさを求め 社会に貢献できる魅力ある企業」の実現をめざし、創業以来80年にわたり実績を積み上げてきた上下水道用機器・水処理装置の製造及び販売をもとに、水に関わる分野の社会資本整備を中心に事業を展開しております。

当社グループの主要事業分野である上下水道事業においては、少子高齢化に伴う人口減少による収入不足、技術者不足や高度成長期に整備された施設・設備の老朽化対策等多くの課題を抱えております。これらの課題への取り組みに加え、地震等の自然災害に対する防災・減災、エネルギー問題への対応等、当社グループが果たすべき役割は一層高まっていくものと思われます。

こうした状況の中、当社グループは10年後の社会、事業環境、顧客ニーズの変化を見据え、持続的な成長をめざすために、「Be a Challenger 2020」をスローガンとした「中期3カ年経営計画(2018年度~2020年度)」(平成30年7月13日公表)を策定し、「成長事業の確立」、「既存事業の改革」、「経営基盤の強化」の3つの施策に取り組んでおります。これら3つの施策の具体的内容については下記のとおりです。

成長事業の確立

現有技術・製品による新市場の開拓に加え、イノベーションにより生まれた技術、製品、システム、ビジネスモデルによる事業の拡大をめざします。

- ()バイオガスプラント技術を核にした農業分野等におけるバイオマス事業
- ()膜ろ過技術、水流制御技術を核にした水関連ビジネスのグローバル展開
- () IoT、AIを活用した技術・製品・ビジネスモデルの開発

既存事業の改革

既存事業(環境事業、バルブ事業、メンテナンス事業)において、顧客ニーズを捉えた技術・システムの 開発・改良と顧客への提案を行い、受注の確保、拡大を行うとともに、生産性向上による業務の迅速化、 原価低減等をめざします。

経営基盤の強化

- ()働き方改革の推進
- ()リスクマネジメントの充実

この中期経営計画を着実に遂行するためには、当社グループの中核をなす既存事業(環境事業、バルブ事業、メンテナンス事業)において、その基盤をさらに強化していくことが必須であります。そのために、生産能力の増強や生産・業務効率の向上のための設備投資を行い、全社的な生産性の向上を図ります。

当社の主要な事業である上下水道の領域において、人口減少や自然災害に対する防災・減災対策、更新需要の増大等をふまえ顧客ニーズとして省エネルギー化、更新需要対応等が求められております。また、市場競争や後継者問題等に対して、社会的変化を捉えながら効率的な製造体制のあり方も求められ続けている中で、当社グループ唯一の製造拠点であるバルブ事業の埼玉製造所の老朽化が進んでおり、現状の生産設備では生産性向上に限りがある状況であります。そのため、各種工作機械等の機械装置の更新や、建物の老朽化に伴う改修等の設備投資を予定しております。

また、現行の基幹システム(営業管理システム、生産管理システム、工事物件管理システム、財務管理システム)は稼働から7年が経過し、バージョンアップが必要な時期となっております。効率化や省力化が可能なシステム投資を行うことで、全社的な生産・業務効率の向上を図ります。

これらにより、水関連企業、更に環境関連企業として国内外に貢献し、持続的な発展ができる企業づく りをめざしてまいります。

一方、当社グループの財務状況は、当社グループの事業の特徴として、公共事業が占める割合が高く、 受注した装置類の納期等が3月末に集中することから、売上及び利益計上が第4四半期に集中するという 傾向にあるため、資金繰りにも大きな季節的変動があります。

よって、今後も持続的な生産活動を行うための設備投資資金や、システム投資資金として、財務基盤の強化、投資余力、負債調達余力の拡大に資するエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うこととしました。

なお、今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、「2 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載しております。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、行使期間を約2年間とする本新株予約権を、第三者割当の方法によって当社が割当 予定先であるみずほ証券株式会社(以下「割当予定先」といいます。)に対して割当て、割当予定先の裁量 による本新株予約権の行使に伴って当社の資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。ま た、本新株予約権には、当社の判断により、割当予定先に対して一定期間中に一定数量の範囲内で本新株 予約権の行使を義務付けることが可能な行使指定条項(下記 < 行使指定条項 > をご参照ください。)及び割 当予定先に対して一定期間中の本新株予約権の不行使を義務付けることが可能な停止指定条項(下記 < 停 止指定条項 > をご参照ください。)が付与されております。

なお、当社が割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に締結する第三者割当て契約(以下「本割当契約」といいます。)には、下記の内容が含まれます。

< 行使指定条項 >

- 1) 当社は、割当予定先に対して、平成30年11月6日から平成32年8月11日までの期間において、行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、本新株予約権を行使すべき旨を指定(以下「行使指定」といいます。)することができます。
- 2) 一度に行使指定可能な本新株予約権の数は、行使指定の対象となる本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、当社が行使指定を発した日(以下「行使指定日」といいます。)の前日まで(当日を含みます。)の20取引日又は60取引日における、東証が発表する当社普通株式の各取引日の売買高の中央値のいずれか少ない方に2を乗じた数を超えない範囲とします。
- 3) 割当予定先は行使指定を受領した場合、行使指定日の翌営業日の営業時間終了時(以下「行使指定受付期限」といいます。)までに、当社に対して行使指定の受付可否を通知します。
- 4) 割当予定先は、受付通知(行使指定を受け付けた旨の通知をいいます。)を行った場合、又は行使 指定受付期限までに下記5)に従い行使指定を受け付けない旨の通知を行わなかった場合、行使 指定日から(当日を除きます。)30取引日を経過する日(当該30取引日を経過する日が本新株予約 権の行使期間の末日よりも後の日となる場合には、当該行使期間の末日とし、以下「行使期日」 といいます。)まで(当日を含みます。)に、指定された数の本新株予約権を行使する義務を負い ます。但し、割当予定先が行使指定に従って本新株予約権を行使する義務を負った後に、当社普 通株式の東証終値が下限行使価額を下回った場合には、当該行使指定に係る行使義務は消滅します。
- 5) 割当予定先は、(イ)政府、所轄官庁、規制当局、裁判所若しくは金融商品取引業協会、金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、(ロ)割当予定先及び割当予定先の関係会社が法令及び諸規則(以下「法令等」といいます。)若しくは法令等を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合、(ハ)東証における当社普通株式の取引が不能となっている場合、若しくは東証における売買立会終了時において、当社普通株式が制限値幅下限での気配となっている場合、(二)行使指定の通知時点において、当社の重要事実の公表から1取引日を経過していない場合、又は(ホ)行使指定が本割当契約の定めに反する場合には、行使指定受付期限までに、その旨を当社に通知することにより、行使指定を受付けないことができます。この場合、割当予定先は、当社に対してその理由を通知しなければなりません。
- 6) 当社は、行使指定を行った場合、当該行使指定に関する行使期日、又は、当該行使指定に基づく本新株予約権の全ての行使が完了した日のうちいずれか早い日まで(当日を含みます。)は、次の行使指定を発することができません。
- 7) 当社は、(イ)行使指定日の当社普通株式の東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨て)を下回る場合、(ロ)当社が当社若しくはその企業集団に属するいずれかの会社に関する公表されていない重要事実を関知している場合、又は(ハ)当社が停止指定(下記<停止指定条項>に定義します。)を行っている場合には、行使指定を発することができません。
- 8) 割当予定先が行使義務を負った後に、上記5)(イ)乃至(八)に定める事由が発生した場合、割当 予定先は当社に対してその旨を通知することにより、全ての事由が解消される日まで、その取引 日数だけ行使期日を延期することができます。但し、延期後の行使期日は本新株予約権の行使期 間の末日を超えないものとします。
- 9) 当社は、割当予定先が行使指定により本新株予約権を行使する義務を負った場合、又は行使指定に基づく割当予定先の行使義務が消滅した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

<停止指定条項>

- 1) 当社は、割当予定先に対して、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「停止指定期間」といいます。)を指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。 停止指定期間は、平成30年11月7日から平成32年9月24日までの期間中のいずれかの期間とし、 当社が割当予定先に対して停止指定を通知した日の翌々取引日から(当日を含みます。)当社が指 定する日まで(当日を含みます。)とします。但し、当社は、割当予定先が行使指定に基づく行使 義務を負っている場合には、停止指定を発することができません。
- 2) 当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができます。
- 3) 当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、その旨をプレスリリースに て開示いたします。

<譲渡制限条項>

割当予定先は、本新株予約権について、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできません。

<本新株予約権の取得請求条項>

割当予定先は、本新株予約権発行後、平成32年9月23日までのいずれかの5連続取引日の当社普通株式の 東証終値の全てが本新株予約権の下限行使価額を下回った場合、又は平成32年9月24日以降はいつでも、 当社に対して通知することにより本新株予約権を取得することを請求することができ、かかる請求がなさ れた場合、当社は、本新株予約権の新株予約権要項に従い、本新株予約権1個につきその払込金額と同額 を支払うことにより残存する全ての本新株予約権を取得します。

なお、本新株予約権には、上記 < 本新株予約権の取得請求条項 > とは別に、当社の選択によりいつで も、残存する本新株予約権の全部を取得することができる旨の取得条項が付されております。当該取得条 項については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項をご参照ください。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社の財務状況として、資金繰りに大きな季節的変動があることや、設備投資は、当社事業の更なる飛躍に結びつくものであり、当社の中長期的な収益及び株主の利益の増加につながるという判断から、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を検討してまいりました。

様々なエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかと共に、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかも重視いたしました。また、資本政策の変更が必要となった場合の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料といたしました。

その結果、以下に記載した<本資金調達方法の特徴>、<本資金調達方法のデメリット>及び<他の資金調達方法との比較>を踏まえ、当社は、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

<本資金調達方法の特徴>

- 1) 当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な設計となっております。
 - ・割当予定先の裁量による本新株予約権の行使に伴う資金調達を行いながら、当社の資金需要や 株価の状況に応じて当社が行使指定及び停止指定を発することにより、臨機応変な資金調達を 図ることが可能な設計となっております。
- 2) 過度な希薄化への配慮がなされております。
 - ・発行後の当社株価動向にかかわらず、本新株予約権の行使による最大増加株式数が固定されていることから、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加する転換社債型新株予約権付社債(一般的なMSCB)とは異なり、株式価値の希薄化が限定されております。
- 3) 株価への影響の軽減が期待されます。
 - ・本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。
 - ・本新株予約権には行使指定条項が付与されておりますが、割当予定先との本割当契約において、一度に行使指定可能な本新株予約権の数が、行使指定直前の一定期間の売買高を基本として定められていることから、過度な需給悪化懸念に配慮した設計となっております。
 - ・本新株予約権には停止指定条項が付与されており、当社株価動向等を勘案して、当社が割当予 定先による本新株予約権の行使を希望しない場合は、停止指定期間を指定することができま す。

- 4) 資本政策の柔軟性が確保されております。
 - ・資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により発行期間中を通じて、残存する本新株 予約権の全部を取得することができることから、資本政策の柔軟性を確保することができま す。

なお、本新株予約権には下記のデメリットが存在しますが、上記の特徴は、当社にとって下記のデメリットを上回る優位性があるものと考えております。

<本資金調達方法のデメリット>

- 1) 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- 2) 株価の下落局面においては、本新株予約権の行使価額が下方修正されることにより、調達額が当初予定額を下回る可能性があります。また、株価水準によっては行使が行われず資金調達が進まない可能性があります。
- 3) 本新株予約権の発行後に、当社普通株式の東証終値が一定期間下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して取得請求を行う場合があります。

また、当社は、本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達手法との比較検討も行い、その結果、本新株予約権が現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

<他の資金調達方法との比較>

- 1) 公募増資等により一度に全株を発行する場合においては、一時に資金調達を実現可能な反面、1 株当たりの利益の希薄化も同時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- 2) 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存投資家の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた調達が困難であるため、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
- 3) 行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時に行使価額が上方修正されないため 調達額の増加メリットを当社が享受できず、一方で行使価額の下方修正がなされないことから株 価下落時における行使の柔軟性に欠け資金調達が困難となりやすいデメリットを持ちますので、 当社のニーズに適した資金調達方法ではないものと考えております。
- 4) 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び 行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決 定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額 の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するために、株価への影響が大きくなるおそれ があると考えられます。
- 5) 銀行借入による資金調達は、調達金額が負債となるため財務健全性の低下につながるものと考えております。
- 2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先であるみずほ証券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約において、上記「(注)1 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

- 1) 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込時点における上場株式数の10%を超える場合(以下「制限超過行使」といいます。)には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限します(割当予定先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含みます。)。
- 2) 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

EDINET提出書類 前澤工業株式会社(E01672) 有価証券届出書(組込方式)

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 該当事項なし
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

当社役員、当社役員関係者及び当社大株主は、本新株予約権の割当予定先であるみずほ証券株式会社との間において、本ファイナンスに係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
 - 該当事項なし
- 6 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。
- 7 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の 適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振 替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

8 新株予約権証券の発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,034,700,000	7,000,000	1,027,700,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(4,700,000円)に、当初行使価額に基づき算出した本新 株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額(1,030,000,000円)を合算した金額であります。
 - 2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使 期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却 した場合には、調達する資金の額は減少します。
 - 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計額であります。
 - 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
設備資金(工場設備更新)	500	平成30年11月~平成32年10月
設備資金(システム投資)	527	平成30年11月~平成32年10月
合計	1,027	

- (注) 1 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金により充当する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、上記の設備資金に充当する予定であります(支出予定時期 平成30年11月~平成32年10月)。
 - 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画でありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
 - 3 上記具体的な使途につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

< 設備資金(工場設備更新)について>

当社のバルブ事業において、バルブ・ゲート(水門)類の生産を手掛ける埼玉製造所の生産設備の老朽化に伴う更新を含め、生産性向上を図るための設備投資へ充当する予定であります。

具体的には、導入から30年以上経過しているものも多数ある各種工作機械等の機械装置の更新や、建物の老朽化 に伴う改修等であります。

新たに導入する機械装置は、現行よりも人手を介さずに作業を進めることができるものもあり、これらの設備投資により、生産効率の向上による受注拡大、原価低減、品質向上等の着実な遂行を図るものであります。

< 設備資金(システム投資)について>

働き方改革の推進、ICTによる生産性向上のための各種システム投資(ソフトウエア、工具、器具及び備品)へ充当する予定であります。

具体的には、現行の基幹システム(営業管理システム、生産管理システム、工事物件管理システム、財務管理システム)は稼働から7年が経過し、バージョンアップが必要な時期となっております。基幹システム及び付随する各種業務システム(設計仕様書システム、倉庫管理システム、経費精算システム等)をより使い勝手のよいものへ更新し、働き方の多様化や柔軟性につなげることで、更なる情報の質の向上を図り、生産・業務効率の向上にもつなげていくものであります。

また、業務自動化等も視野に入れながら、ネットワーク環境の改善やモバイル機器の導入等ITインフラを随時強化していく予定であります。

なお、当社の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	みずほ証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
代表者の役職及び氏名	取締役社長 飯田 浩一
資本金	125,167百万円
事業の内容	金融商品取引業
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.80% 農林中央金庫 4.20%

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成30年10月18日現在のものであります。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	17,460株
人事関係		該当事項なし
資金関係		該当事項なし
技術関係		該当事項なし
取引関係		該当事項なし

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成30年10月18日現在(ただし、割当予定先が保有している当社の株式の数については平成30年5月31日現在)のものであります。

c . 割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注)1(3)資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、今回の資金調達における手法の選択に際して、1)上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注)1(1)資金調達の目的」に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、2)株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めてまいりました。

そのような状況の中、割当予定先より提案があった本新株予約権のスキームは、当社のニーズを充足し得る内容であったことに加え、同社が 従前より当社に対して資本政策を始めとする様々な提案及び議論を行っており、当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、 国内の大手証券会社の一つであり、国内外に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、 総合証券会社として様々なファイナンスにおける実績もあること等を総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定することといたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

d.割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は2,500,000株です(但し、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)。

e . 株券等の保有方針

本新株予約権の割当予定先であるみずほ証券株式会社は、本割当契約上、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による承諾を得る必要があります。

なお、割当予定先は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しつつ速やかに売却していく方針であることを確認しております。

f . 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるみずほ証券株式会社からは、本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、割当予定先の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの平成31年3月期第1四半期報告書(平成30年8月14日提出)及び割当予定先の平成30年3月期の「業務及び財産の状況に関する説明書」(金融商品取引法第46条の4及び第57条の4に基づく説明書類)に含まれる貸借対照表並びに割当予定先のホームページに掲載されている割当予定先の平成31年3月期第1四半期決算短信(平成30年7月31日発表)に含まれる貸借対照表から、割当予定先及びその親会社における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるみずほ証券株式会社の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式は、東証及びニューヨーク証券取引所に上場されております。割当予定先は、金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会を始めとする日本国内の協会等に加盟しております。

また、割当予定先は、株式会社みずほフィナンシャルグループにて制定のみずほグループの行動規範である「みずほの企業行動規範」を採択しており、当該規範において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、社会の変化を先取りした視点を持ち、金融インフラ機能の健全性と安全性を確保します。」と定めており、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、割当予定先がかかる基本方針に基づき、反社会的勢力等との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、反社会的勢力関連の情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行っていること等を、割当予定先からヒアリングし確認しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による同意を得る必要があります。 但し、かかる定めは、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の新株予約権要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(代表者:黒崎 知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の新株予約権要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等並びに割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提(当社の資金調達需要が権利行使期間にわたって一様に分散的に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われないこと、割当予定先は停止指定が無い場合には当社の行使指定の有無にかかわらず任意に市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、当社からの通知による取得が実施されないこと等を含みます。)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ(モンテカルロ・シミュレーションの計算結果から統計上想定される評価額レンジである、本新株予約権1個につき185円から188円)を参考に、当該評価額レンジの範囲内で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を188円としています。当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの範囲内で決定されている本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しました。

また、当社監査役全員も、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の評価額レンジの範囲内で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しており、また、上記のような取締役会の判断過程についても特に不合理な点は認められないことも勘案して、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないことに係る適法性についての取締役会の判断は相当である旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数の総数は最大2,500,000株(議決権25,000個相当)であり、平成30年5月31日現在の当社発行済株式総数21,425,548株に対して最大11.67%(当社議決権総数183,246個に対して最大13.64%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、当該資金調達により、上記「2 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載の使途 に充当することで、一層の事業拡大及び収益の向上を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向 上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する 合理的なものであると考えております。

また、1)本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数の総数最大2,500,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は63,289株であり、一定の流動性を有していること、かつ2)当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は2,500,000株(議決権25,000個)であり、平成30年5月31日現在における発行済株式における総議決権数183,246個の13.64%となることから、希薄化率25.00%を超えるものではなく、また、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、大規模な第三者割当増資に該当いたしません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対する 所有議決権数 の割合(%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号	17,460	0.10	2,517,460	12.09
前澤化成工業株式会社	東京都中央区日本橋本町二丁 目7番1号	1,229,400	6.71	1,229,400	5.90
前澤給装工業株式会社	東京都目黒区鷹番二丁目14番 4号	1,198,438	6.54	1,198,438	5.75
公益財団法人前澤育英 財団	東京都中央区新川一丁目 5 番 17号	1,036,000	5.65	1,036,000	4.97
前澤工業取引先持株会	埼玉県川口市仲町五番11号	1,002,480	5.47	1,002,480	4.81
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5番5号	721,708	3.94	721,708	3.47
株式会社大成機工イン ターナショナル	大阪府大阪市北区梅田一丁目 1番3号2700	641,700	3.50	641,700	3.08
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信 託口)	東京都港区浜松町二丁目11番 3号	511,000	2.79	511,000	2.45
明治安田生命保険相互 会社	東京都千代田区丸の内二丁目 1番1号	459,264	2.51	459,264	2.21
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二 丁目2番1号	335,000	1.83	335,000	1.61
計		7,152,450	39.03	9,652,450	46.35

- (注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、平成30年5月31日現在の 株主名簿に基づき記載しております。
 - 2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、「平成30年5月31日現在の所有議決権数」(但し、割当予定先であるみずほ証券株式会社については、本新株予約権の行使により交付される株式を全て保有した場合の所有議決権数)を、「平成30年5月31日現在の総議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である2,500,000株に係る議決権数25,000個を加算した数」で除して算出しております。
 - 3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、 小数点以下第3位を四捨五入しております。
 - 4 上記「1 割当予定先の状況 e 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先であるみずほ証券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しつつ速やかに売却していく方針であるため、割当予定先であるみずほ証券株式会社は割当後における当社の大株主にはならないと見込んでおります。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項なし
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項なし

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第72期)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の 新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成30年10月19日)現在、以下のとおりとなっています。

(1) 重要な設備の新設等

今 社夕	事業所名	セグメント 設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法:	着手及び完了予定		完成後の	
会社名 (所在地) の名称	(注) 2	総額	既支払額	貝並詗廷刀法	着手	完了	増加能力		
当社	埼玉製造所 (埼玉県幸手 市)	バルブ事業	バルブ・ゲート (水門)類を製造 する各種工作機 械などの機械装 置更新、建物の 改修等	600		自己資金、 新株行及 の発行しよ 行使に 調達資金	平成30年 11月	平成32年 10月	生産能力増 強、生産効 率向上
□	アクアテク <i>ノ</i> センター (埼玉県川口 市)	環境事業 バルプ事業 全社	基幹システムの バージョンアッ プに必要なサー バーなどのエ 具、器具及び備 品	120		自己資金、 新株行及が 行使によ 調達資金	平成30年 11月	平成32年 10月	生産・業務 効率向上

- (注) 1.金額には消費税等を含めておりません。
- (注) 2.投資予定の設備が多岐にわたるため、個々の設備の内容については決定しておりません。
- (注) 3.完成後の増加能力は、投資予定の設備及び生産品目が多岐にわたりその算定が困難であるため、増加能力に 代えて投資目的を記載しております。

2 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年10月19日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年10月19日) 現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保 証するものではありません。

3 臨時報告書の提出

当社は、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年10月19日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成30年9月5日提出)

1 提出理由

平成30年8月30日開催の当社第72回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成30年8月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金6円(普通配当4円、創業80周年記念配当2円)

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、松原 正、三田志津雄、滝口和彦、斉藤貴之、小村 武、安部公己の6名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 賛成割	
第1号議案	127,376	341	0	(注) 1	可決	98%
第2号議案				(注) 2		
松原 正	120,686	7,144	0		可決	93%
三田志津雄	121,831	5,999	0		可決	94%
滝口和彦	121,829	6,001	0		可決	94%
斉藤貴之	121,826	6,004	0		可決	94%
小村 武	122,735	5,095	0		可決	95%
安部公己	120,871	6,959	0		可決	93%

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
- (注) 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の合計により、全ての議案は可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したことから、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない株主の議決権の数は、各項目の議決権数に加算しておりません。

なお、賛成の割合については、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない株 主の議決権の数も分母に加算して計算しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第72期)	自至	平成29年 6 月 1 日 平成30年 5 月31日	平成30年8月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第73期第1四半期)	自至	平成30年 6 月 1 日 平成30年 8 月31日	平成30年10月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部 【特別情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年8月8日

前澤工業株式会社 取締役会 御中

SK東京監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	升	囼	昇	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	熊	野	充	ED

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤工業株式会社の平成29年6月1日から平成30年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リス ク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する 内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見 積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤工業株式会社及び連結子会社の平成30年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、前澤工業株式会社の平成30年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、前澤工業株式会社が平成30年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年8月8日

前澤工業株式会社 取締役会 御中

SK東京監査法人

指定社員 公認会計士 升 岡 昇 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 熊 野 充 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤工業株式会社の平成29年6月1日から平成30年5月31日までの第72期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤工業株式会社の平成30年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年10月10日

前澤工業株式会社 取締役会 御中

SK東京監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている前澤工業株式会社の平成30年6月1日から平成31年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年6月1日から平成30年8月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年6月1日から平成30年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、前澤工業株式会社及び連結子会社の平成30年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。